

岡山県営繕工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する営繕工事において、建設現場における労働環境改善のため、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- 二 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- 三 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 四 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 五 4週8休以上 次に掲げる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）の算出において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。
 - ① 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - ② 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

- 第3条 週休2日工事は、岡山県が発注する原則全ての営繕工事に適用する。ただし、工事の内容等により対応が困難なものは対象外とすることができる。
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。
 - 3 発注者は、週休2日工事の対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

- 第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。
- 2 週休2日工事の実施に当たっては、別に定める週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日工事において、通期の4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数1.02を乗じて工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

(設計変更)

第6条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において月単位の4週8休以上を達成した場合は、前条の補正係数を1.04に変更するものとする。

2 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、通期の4週8休以上を達成することができなかった場合は、前条の補正係数を1.00に変更するものとする。

3 前2項の規定は、契約書第26条の規定に基づき契約変更する。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において通期の週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、通期の週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第8条 発注者は、対象期間において通期の週休2日を確保した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。